

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	三の倉市民の里の利用料金の還付の決定		
根拠例規及び条項	多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例(平成元年条例第3号)第15条ただし書		
所 管 部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年規則第43号)第11条第1項	
	基 準	<p>規則第11条第1項の規定により、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰すことができない事由により、利用できなかった場合は、既納の利用料金の全額</p> <p>(2) 利用者が利用前までに利用許可の申請の取消しを届け出た場合は、既納の利用料金の額の5割に相当する額</p> <p>(3) 利用の日の前3日までに利用許可の申請の変更を申し出た場合で、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるときは、当該超える額</p>	
	設定年月日	平成9年3月31日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3～7日程度(注: 休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関 日(機関名)</p> <p>協議機関 日(機関名)</p> <p>処分機関 3～7日</p>	
	設定年月日	平成9年3月31日	最終変更年月日
備 考			